

浦田団地建替基本計画策定及び民間活力導入可能性調査業務委託

公募型プロポーザル審査要領

浦田団地建替基本計画策定及び民間活力導入可能性調査業務委託（以下「本業務」という。）に関する公募型プロポーザルの審査に関する事項を次のとおり定める。

1 審査の対象となる者

審査は、次の各号をすべて満たす者を対象に行う。

（１） 別途定める「浦田団地建替基本計画策定及び民間活力導入可能性調査業務委託公募型プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者

（２） 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者

（３） 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査項目及び点数

総合点数は 100 点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は別記「審査及び評価基準」のとおりとする。

3 選定委員会

参加者から提出された提案書等を審査するため、選定委員会を次のとおり開催する。なお、選定委員会では、提案した参加者によるプレゼンテーションを実施する。

（１） 日時及び場所

日時：令和 7 年 7 月下旬（予定）

場所：山鹿市役所本庁舎（予定）

※詳細については、1 次審査において有資格通知を受けた者あてに別途通知する。

（２） プレゼンテーション

ア 提案内容については山鹿市情報公開条例（平成 17 年条例第 10 号）第 7 条第 1 項第 3 号に定める不開示情報に該当するもの（公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるもの）が含まれることから、プレゼンテーションは非公開で行う。

イ プレゼンテーションの説明時間は、1 者につき 20 分以内とする。

ウ プレゼンテーション終了後、選定委員からの質疑の時間を 15 分程度設ける。

エ プレゼンテーションの参加者数は、1 者につき 3 名までとする。

オ プレゼンテーションの順番は別途通知する。

カ オンラインでの参加は不可とする。

キ プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書のみとし、追加資料は認めない。

ク プレゼンテーションにおいて、会社名が判る口頭での説明や、画面上での会社名の記載は行わないこと。

ケ プレゼンテーションの際にパソコン等の使用も認めるが、スクリーン及びプロジェクター以外の機器は各自用意すること。

4 審査方法

- (1) 選定委員会では、参加者から提出された提案書と選定委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。
- (2) 各選定委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別記「審査及び評価基準」に基づいて審査を行う。
- (3) すべての参加者の審査終了後に、各選定委員の審査結果を集計し、総合計点数の高い者から順に受託候補者（以下「候補者」という。）と次点者を決定する。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2人以上ある場合は、業務参考見積書の額が安価な者を高い順位とする。また、業務参考見積書の額が同額だった場合、選定委員の合議の上で候補者と次点者を選定する。

5 候補者及び次点者の選定

- (1) すべての参加者のうち、総合評価点が最高位で、かつ本業務を遂行する能力を有する者を候補者として選定する。ただし、最低基準点（総得点が満点の60%）以上の者だけを対象とする。したがって、本プロポーザルの参加者が1者のみの場合においても、最低基準点以上でなければ選定しない。
- (2) 総合評価点が候補者の次に高く、かつ本業務を遂行する能力を有する者を次点者として選定する（次点者についても、候補者と同様に最低基準点以上の者だけを対象とする）。

6 その他

- (1) 審査のために配布した資料は、審査終了後、すべて回収する。
- (2) 審査結果の通知時に、候補者の名称及び所在地、総得点、その他の参加者（「B者」「C者」等と記載）の総得点を市のホームページで公表する。また、山鹿市情報公開条例に基づく公開請求があった場合には、その他の事項についても公開の対象となる。ただし、個々の選定委員の採点は公表しない。
- (3) 契約締結後に、契約相手方の名称及び所在地、契約締結日、契約期間、契約金額を市のホームページで公表する。